

桜井市こども計画 構想概要書

■ 1. 計画名称

(仮称) 桜井市こども計画 (第1期)

※本計画は、子どもに加え若者も含む幅広い世代を対象とするものであり、「こども計画」ではない名称とすることを検討している。例えば、「さくらい ひだまり計画」など、市民に親しみやすく、計画の趣旨や価値観を象徴する名称を視野に入れている。

■ 2. 計画期間

本計画の期間は、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間とする。

なお、制度上の整合性を図るため、第3期子ども・子育て支援事業計画(令和7年度から令和11年度まで)と同一期間とし、次期こども計画(第2期)からは5か年計画への移行を予定している。

■ 3. 計画の位置づけ

本計画は、国の「こども大綱」および奈良県の「こどもまんなか未来戦略」の方針を踏まえた、桜井市におけるこども施策の横断的・包括的な基本計画である。

また、こども基本法やこども大綱等において、こどもの意見表明権および政策への参画が明記されていることをふまえ、本計画においても、こどもの意見を政策に反映するプロセスを計画策定・推進における重要な構成要素として位置づける。

これにより、こども・若者の声を尊重しながら、実効性ある施策展開を図る。

■ 4. 計画策定の目的

1. 基本方針の明確化と施策体系の再構築

国の「こども大綱」や奈良県の「こどもまんなか未来戦略」等の上位方針をふまえ、桜井市としてのこども施策に関する基本方針を明確にするとともに、分野横断的な施策体系として再整理し、庁内で共有・推進できる体制を構築する。

2. 行政資源の効果的な活用に向けた施策の重点化

少子化や人口減少といった構造的な課題が、地域社会の持続可能性や子育て環境に大きな影響を与えている現状をふまえ、支援の必要性や効果に応じた施策の重点化を進める。これにより、限られた行政資源(人材・予算等)を戦略的かつ効果的に配分・活用することをめざす。

3. 「ウェルビーイング」を基軸とした中期的な施策展開

子ども・若者・その家庭が地域の中で安心して暮らし、成長し、人とつながりを持ちながら自分らしく生きられることは、心身の健康や生活の安定だけでなく、社会参加や将来への希望にもつながる重要な要素である。

本計画では、こうした「暮らし・育ち・つながり」の視点をもとに、子ども・若者・家庭のウェルビーイングの向上を中期的な目標として位置づけ、施策の方向性を整理する。

■ 5. 計画の対象範囲

本計画の主な対象は、0 歳から 18 歳までの子どもおよび 18 歳以降おおむね 30 歳程度までの若者とその家庭である。ただし、一部の施策においては、子育て・若者支援等の観点から 39 歳未満までを対象とする場合も想定する。

また、地域ごとの人口動態や子育て支援資源の分布、生活環境の違いなどをふまえ、桜井市全域を対象としつつ、地域特性に応じた支援の展開を検討する。

■ 6. 背景と課題

1. 若者も含めた施策の体系化と計画の一本化の必要性

現行の子ども・子育て支援事業計画においては、就学前から学齢期を中心に、多くの施策が体系的に整理されている。一方で、若者を含むより広いライフステージに対応した施策体系の整理や、庁内各課に分散する取組の見える化には、なお整理の余地がある。本計画では、既存の子ども関連施策を土台に、若者支援なども含めた施策体系の再構築と、計画の一本化を図ることが求められている。

2. 人口減少・地域流出に対応した支援の再構築

若者や子育て世帯の定着に課題が見られ、地域の担い手確保や人口構造の維持が今後の重要な課題の一つとされている。本計画では、こうした人口動態に対応した支援の見直しや再構築を進め、定住促進や生活基盤の充実といった視点を含めて検討を行う。

3. こどもの意見反映と参画の仕組みのさらなる充実

子どもの意見を施策に反映する仕組みについては、制度化や定着が道半ばであり、意見表明や参画の機会をさらに充実させていくことが求められている。本計画では、こども基本法等の趣旨を踏まえ、こどもがまちづくりに関われる仕組みの具体化を進める。

■ 7. 上位・関連計画との関係

本計画は、国や県の上位方針、市の総合計画、既存の分野別計画等との関係性を整理し、整合性・一貫性のあるこども政策体系を構築するものである。

国の「こども大綱」および奈良県の「こどもまんなか未来戦略」については、方針の趣旨や重点事項を勘案し、桜井市としての基本方針に反映する。

また、市の最上位計画である「第6次桜井市総合計画」との整合性を確保し、こども政策を市政全体の中で適切に位置づける。

さらに、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援行動計画、成育医療に関する計画、こどもの貧困対策計画などの既存個別計画については、こども計画に統合・再整理し、若者支援施策も含めた横断的な施策体系として構築する。

■ 8. 優先的に扱う重点項目

本計画では、子ども・若者・家庭を取り巻く多様な課題に対応し、ウェルビーイングの向上につなげるため、以下の分野を重点的な施策項目として設定する。

- ・ こどもの意見反映と参画の推進
- ・ 子育て支援におけるデジタル化・DXの推進
- ・ 多様なニーズに応じた切れ目のない支援と健やか育ちの保障
(若者、ヤングケアラー、ひとり親家庭、子どもの貧困対策等)
- ・ 地域資源〔※1〕を活かした子育て環境の整備
- ・ 結婚を希望する人への出会いの支援と社会的な理解の促進
- ・ 定住促進(転出抑制・転入促進)につながる情報発信の強化

【脚注】

※1：地域資源：

地域資源とは、子育て支援団体やボランティア、公共施設、集会所、公園、地元企業、学校、自然環境など、地域に根ざした「人・場・仕組み」を指す。

■ 9. 成果・評価の考え方

本計画では、施策の進行状況や成果が見える形で把握し、市民との価値共有や施策改善につなげることを重視する。以下の視点から、評価と改善の仕組みを構築する。

- ・ 「ひだまり指標(仮称)」〔※2〕など、基本目標に対応した評価指標の設計と、ウェルビーイングの変化を定期的に把握・活用する管理体制の構築
- ・ 計画期間を超えて活用可能な共通評価指標〔※3〕の導入
- ・ 実効性ある評価・改善サイクルの構築と庁内への定着

【脚注】

※2：ひだまり指標（仮称）：

子ども・若者・家庭のウェルビーイングを可視化するための独自指標。主観的な安心感やつながり、生活の満足度など、定量データだけでは捉えにくい“暮らしの質”に着目する。

※3：共通評価指標：

計画の期を超えて継続的に計測・比較可能な指標であり、市民意識や子育て環境に関する定点調査項目などが想定される。

■ 10. 外部支援業者への期待

本計画の策定にあたっては、専門的な知見と客観的な視点を有する外部支援業者の協力を得ながら、庁内外の調整や意見集約、施策体系の構築・評価指標の設計を段階的に進めていく。特に以下のような役割を期待している。

- ・他自治体における好事例の調査・分析
- ・庁内調整・関係者協議のファシリテート
- ・こども・若者の意見聴取の設計および実施支援
- ・施策体系の再整理と構築に関する助言・支援
- ・基本目標に基づく成果評価に資する評価指標の設計と進行管理体制の構築
- ・計画期間を超えて活用可能な共通評価指標（例：定点調査）の設計・導入
- ・次期以降の計画策定も見据えた、持続可能かつ建設的な計画設計の支援
- ・パブリックコメントや子ども・子育て会議等の実施支援

■ 11. 今後のスケジュール（想定）

時期	内容
令和7年夏	業務委託仕様書確定
令和7年秋	業者選定（公募型プロポーザル）
令和7年冬～令和8年度	策定作業（調査・意見聴取・素案作成）
令和8年度内	パブリックコメント・議会報告
令和9年4月	計画施行